

情報通信審議会 情報通信政策部会

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会（第20回）議事録

1 日 時 平成21年8月10日（月）10:00～11:45

2 場 所 第1特別会議室（総務省8階）

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

長谷部 恭男（主査）、伊東 晋、新美 育文、村上 輝康、安藤 真、  
大谷 和子、木村 忠正、菅谷 実、長田 三紀、中村 伊知哉、舟田 正之  
山本 隆司

(2) 総務省

鈴木事務次官、小笠原情報通信国際戦略局長、山川情報流通行政局長、桜井総合通信基盤局長、原政策統括官、田中官房総括審議官、谷情報通信国際戦略局次長、久保田官房審議官、利根川官房審議官、福岡電気通信事業部長、吉田電波部長、大橋放送政策課長、淵江事業政策課長、渡辺電波政策課長、岡崎情報通信政策総合研究官、谷協情報通信政策課長、南情報通信国際戦略局参事官、秋本情報通信国際戦略局参事官、吉田融合戦略企画官

4 議題、調査・検討の内容等

(1) 開会

【長谷部主査】 それでは、そろそろ定刻でございますので、ただいまから情報通信審議会情報通信政策部会「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会（第20回）」を開催させていただきます。

議事に入る前に、先日総務省で人事異動がございましたので、総務省側の出席者の方々から、ご留任の方も含めて自己紹介をお願いしたいと思います。

座席順に大橋放送政策課長からよろしくお願いいたします。

【大橋放送政策課長】 放送政策課長の大橋でございます。よろしくお願いいたします。

【渡辺電波政策課長】 電波政策課長の渡辺でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

【淵江事業政策課長】 事業政策課長の淵江でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

【吉田電波部長】 同じく電波部長の吉田でございます。引き続きよろしく願いいたします。

【福岡事業部長】 先月電気通信事業部長に就任いたしました福岡でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【原政策統括官】 7月14日付の異動で政策統括官を拝命いたしました原と申します。どうぞよろしく願いいたします。

【山川情報流通行政局長】 引き続きお世話になります情報流通行政局長の山川でございます。よろしく願いいたします。

【鈴木事務次官】 引き続きお世話になりますが、職名だけは次官となりました。よろしく願い申し上げます。

【小笠原戦略局長】 情報通信国際戦略局長の小笠原でございます。引き続きよろしく願いいたします。

【桜井基盤局長】 総合通信基盤局長の桜井でございます。引き続きよろしく願い申し上げます。

【田中官房総括審議官】 官房総括審議官の田中です。引き続きよろしく願いいたします。

【久保田官房審議官】 官房審議官の久保田でございます。引き続きよろしく願いいたします。

【利根川官房審議官】 先月の異動で情報流通行政担当の官房審議官を拝命いたしました利根川です。どうぞよろしく願いいたします。

【岡崎情報通信政策研究官】 情報通信政策総合研究官の岡崎でございます。よろしく願いいたします。

【谷脇情報通信政策課長】 情報通信政策課長の谷脇でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【南参事官】 戦略局の参事官を拝命いたしました南でございます。よろしく願いいたします。

【秋本参事官】 秋本でございます。引き続きよろしく願いいたします。

【吉田融合戦略企画官】 融合戦略企画官の吉田でございます。よろしく願いいたします。

【長谷部主査】 どうぞよろしく願いいたします。

本日は、6月20日から7月21日までに募集いたしました答申（案）に関するパブリックコメントに対する委員会の考え方の案、そして、それを踏まえた答申（案）の修正案について審議をお願いしたいと存じます。

まず事務局より本日の資料の確認をお願いいたします。

**【吉田融合戦略企画官】** それでは資料の確認をさせていただきます。

本日配付の資料ですが、資料1といたしまして第19回会合議事の概要、資料2といたしまして「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会」答申（案）に関するパブリックコメントに対する委員会の考え方（案）の概要版、資料3といたしまして、その本文、資料4といたしまして、「通信・放送の総合的な法体系の在り方」＜平成20年諮問第14号＞答申（案）。

以上でございます。お手元に資料はおそろいでしょうか。

**【長谷部主査】** よろしゅうございますでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、早速議事のほうに入りたいと存じます。資料2、資料3、それから資料4につきまして、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

これはかなり大部なものですが、まず答申（案）の全般、そして法体系見直しの必要性、それから伝送設備規律につきまして、お手元の資料2で申しますと10ページまで、これを適宜資料3、そして資料4を参照しながらということをお願いをいたします。

よろしくをお願いいたします。

**【吉田融合戦略企画官】** それでは、ご説明をさせていただきます。

まず資料2をごらんください。「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会」答申（案）に関するパブリックコメントに対する委員会の考え方（案）でございまして、おめくりいただきますと、提出意見数が述べられてございます。法人・団体が72件、個人が80件ということで、合計152件の意見が提出されてございます。この提出されました意見につきましては、インターネットですべて公表させていただいております。

意見提出者、個人は匿名になっていますが、次のページに一覧が書かれています。以下、この意見と、この意見に対する考え方、そして資料4のほうで、この意見等を踏まえまして、答申（案）の修正というものをまとめています。

まず最初に、全体にもかかわることがございますので、資料4のほうで、答案（案）の修正点、これを最初にご紹介したいと思います。てにをは的なところ、それから中身にかかわるところがございます。

まず1ページでございますが、「放送用」という言葉を追加させていただいています。

次に4ページでございますが、ホワイトスペースの活用という項で、「新たな周波数の開拓に加え」という文言、それから無線局の既存業務に「混信等の」というワードを追加しています。

続きまして9ページでございますが、有線テレビジョン放送施設に関する規律の見直しの中の施設設置に係る国等の配慮という項につきまして、「・公共性」というワードを追加しています。

続きまして、コンテンツ規律の中の12ページになりますが、ここについて「とともに、放送番組の編集の自由についても、引き続き規定することが適当である。」という文言を追加しています。

続きまして17ページでございます。⑥あまねく受信努力義務というところを「受信できるように努力する義務」ということで、ここはよりわかりやすくということ言葉を追加しています。

引き続きまして、20ページでございますが、その他の論点、日本電信電話株式会社（NTT）の扱いという部分につきまして、この「日本電信電話株式会社等に関する法律」と記述してありました部分をNTT法、これは最初に略称していたということで、文章の整理ということでございますけれども、その修正をしております。

続きまして21ページでございますが、この赤字の部分、「(1)から(5)までの5点に総括できるものと考えられる。」というふうにした上で、「また制度改革に際しては、規律を必要最小限のものとするを旨とすることが必要である。なお、通信・放送分野は技術革新が極めて速く、新たなサービスの創出・普及を促進し続けるため、今後も法制を不断に見直すことが求められるものと考えられる。」という文を追加してございます。

最後22ページでございますが、番組規律の中で、「教育、教養等の」としていたところを「報道、娯楽といった」というワードを追加しております。

パブコメ等を踏まえた答申（案）の修正点としては以上でございます。以下、この修正等のベースになりました答申（案）の意見の概要、意見に対する考え方をご紹介させていただきたいと思っております。

それでは、資料2のほうにお戻りください。なお、この資料2は主な意見概要ということで、全文は資料3のほうに入っておりますので、必要に応じ資料3のほうも御覧いただければ幸いです。

まず、資料2の1ページ目でございます。0. 全般ということでございますが、No.1といたしまして、まず「本答申（案）に基づいた制度改正が着実に遂行され、通信・放送の融合に新たなサービスの創造が期待される」ということで日本経済団体連合会からご意見をいただいています。

また、2番目といたしまして、電気事業連合会からは「周波数の継続利用及び自営有線電気通信設備の円滑な設置に対して引き続きご理解をいただきますようお願い申し上げます」との意見をいただいています。これに対して、「新たな法体系は既存の事業の継続に支障を来すことのないよう検討したものです」という考え方を示させていただいています。

めぐりまして2枚目でございます。すべての意見をご紹介しますのも時間の関係で難しいので、概要を説明させていただければと思います。

まず法体系見直しの必要性の中から3番目の意見、これはソフトバンクグループからいただいている意見でございますが、この中で、「通信と放送の融合・連携した新しいサービスの創出・普及を推進するために、今後も継続的な検討が必要なものと考えます」という意見をいただいています。これにつきまして「通信・放送の法制的在り方は不断に見直すべきものであると考えますので、その趣旨の記述を追加します」ということで、答申（案）の21ページで修文を示させていただいています。

それから、意見の5番、イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社からいただいたご意見でございますが、「市場の形成に大きく影響を与えるような規制について目的に明確にし、規制の範囲を限定して必要最小限の規制を行うべきであると考えます」というご意見をいただいています。これにつきましては、「答申（案）9に制度改革に際しては、規律を必要最小限のものとすることを旨とすべきという記述を追加します」ということで、これも答申（案）の21ページのほうに記述の追加をしています。

それから、9番目のご意見、「通信業務用の設備を放送用に、放送用の設備を通信業務用に」ということは、この意見を踏まえまして、答申（案）の1ページでございますが、修正をさせていただいています。

それから11番、イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社からは、「伝送設備、伝送サービス、コンテンツという3つの視点で法体系の大括りを行うことについて賛成します」ということで、また同様の意見として、株式会社テレビ朝日ほかからもご意見をいただいています。

それから、12番でございますが、「新たな法体系において、経営の選択肢を拡大する方

向性を歓迎する。ただし、新たな法体系が既存の事業形態やビジネスモデルの変更を強制しないことが大前提であり、国民・利用者及び関係事業者等に無用の混乱を及ぼさないためにも、この趣旨を答申に明記していただくよう要望する」ということで、社団法人日本民間放送連盟、その他KDDI株式会社、それから条件つき賛成として株式会社テレビ東京その他からご意見をいただいています。

ここについての考え方としては、「今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。なお、答申(案)では、既存の事業形態やビジネスモデルの変更を強制する旨の記述はなく、この点は、あえて答申で明記するまでもないものと考えます」という考え方を示しています。

次に13番の意見でございます。これは日本民間放送労働組合連合会からいただきました意見でございますが、「見直しに当たって挙げられている5つの目的には、現行の放送法第一条で明記している表現の自由の確保や健全な民主主義の発達が含まれていない。情報の自由な流通や迅速かつ柔軟な事業展開などと産業振興的な側面ばかりが強調され、通信・放送の文化に果たす役割をないがしろにしている」という意見でありまして、同様の意見としては、メディア総合研究所からもいただいております。

考え方でございますけれども、「答申(案)4(2)②において、放送関連四法の集約・大括り化に当たっては、地域社会の文化の維持発展などに寄与してきた放送の機能・役割が適切に確保・発揮されるようにすべきであり、そのためには、それを的確にとらえている放送法の目的の規定をベースとすることが適当であるとしています。答申(案)4(2)②に放送番組編集の自由についての記述を追加します」ということで、目的の規定をベースとすることは適当ということはこの答申にもともと盛り込まれておりますということを書かせていただいた上で、放送番組編集の自由についての記述をこの答申(案)の中でも追加させていただいたということでございます。

次に、伝送設備規律のほうにまいりたいと思います。

まず1番目として、「伝送設備規律の見直しについて、電波利用の柔軟化、民間の創意工夫を生かした新技術導入の促進、迅速な新サービス・新製品の導入の促進、電波を安心して利用できる環境を整備するための制度が創設されることにより、情報の自由な流通、迅速かつ柔軟な事業展開の促進が可能となることから賛成いたします」ということでKDDI株式会社その他からご意見をいただいております。

また、2番目で、電気事業連合会からは、「現行の規律を基本とすることについて賛同いたします」と言った後、「また、合理化の観点から届け出対象設備の更なる限定化、手続の

簡素化を図ることを希望いたします」というご意見をいただいております。

これについては、「今般の答申（案）に対する賛成意見と考えます。なお、ご指摘については、総務省において今後の検討の参考とすることが適当と考えます」という考え方を示しています。

それから、3番目、株式会社毎日放送その他からいただいておりますご意見ですが、「新しいビジネス展開が模索されていることから、柔軟化は高く評価できる」というご意見をいただいております。

それから4番目、株式会社フジテレビジョンその他からいただいているご意見でございますが、「電波利用の柔軟化やホワイトスペースの活用について、放送の公共性にかんがみ、本来の目的や業務をないがしろにしたり、影響を与えたりすることがないように配慮が必要である旨の記述がありますが、今後の法制化に当たってもこの趣旨が法律に明確に規定され、担保されるよう要望します」というご意見をいただいております。

これについての考え方といたしまして、「電波利用の柔軟化に当たっては、電気通信事業や放送は、固有の公共的役割を有するものであり、一の無線局で複数の目的に電波を利用可能にするとしても、答申（案）2（1）①のとおり本来の目的をないがしろにし、他の目的にためのみに無線局を利用することのないように制度を設計することが必要であると考えます。また、本来の目的以外の他の目的への利用を義務づけない法制度とすることが適当であると考えます。また、ホワイトスペースの利用に当たっては、答案（案）2（1）②のとおり、無線局の既存業務に影響を与えることのないよう、総務省において十分な技術的検証を行うことが適当であると考えます」としています。

続きまして5番の意見、これは社団法人電子情報技術産業協会からいただいた意見でございますが、「デジタル技術の発展、通信・放送の融合・連携の進展に伴い、情報通信社会の構造は急速に変化しており、今後どのような新技術・新サービスが創出されるかをあらかじめ正確に予測することは困難である。また、国際社会の中で我が国の競争力を強化していくことが重要である。したがって、オープン・イノベーション、経済原則の働くサービス・モデルの適用を可能とするような法体系の整備が望まれる。このような視点で今後検討が必要と思われる課題は下記のとおり」といたしまして、具体的には事業免許等の類似サービスに対する包括的適用、それから事業免許等の二次利用、事業免許のモラトリアム制度（試行期間制度）についての制度の導入のご要望に関するご意見をいただいております。

ここにつきましては、まず考え方といたしまして、「総務省において、今後の検討の参考とすることが適当と考えます」とした上で、「なお、個別の論点については以下のとおりです」といたしまして、ここに記載されているような形で書かせていただいております。

続きまして、意見の7でございますけれども、「通信及び放送両用の無線局の開設を可能とする制度を整備するに当たり、本来の目的以外の他の目的への利用を義務づけるものとはしないとしている点について、放送事業者が割り当てられた周波数を自らの意思で通信など他目的に利用することを可能にするとともに、第三者への貸し出し義務は課されないということであり、経営の選択肢を広げる規制緩和として適切と考えます。ついては、他目的利用を放送事業者が自律的に決められることを制度上保障するため、答申（案）の趣旨を法律で規定すべきと考えます」という意見が株式会社テレビ朝日、その他から提出されてございます。

これについては、「今般の答申（案）に対する賛成意見と考えます。電波利用の柔軟化に当たっては、答申（案）2（1）①のとおり、本来の目的以外の他の目的への利用を義務づけられない法制度とすることが適当と考えます」としています。

続きまして10番でございます。「答申（案）では、今後の電波需要への対応には、無線局の利用目的の拡大と既存周波数の活用が重要であることが指摘されていますが、これらに加え、新たな周波数の開拓も大変重要と考えますので、この趣旨を答申（案）に追加されるよう要望します。また、答申（案）では、ホワイトスペースの例示として、放送用の周波数が挙げられていますが、既存周波数の有効利用はどの周波数にも当てはまる問題であり、「放送用など」という例示は削除されるよう要望します」ということで、日本放送協会、それから、前段の部分につきましては、同様の意見として札幌テレビ放送その他からいただいております。

まず「新たな周波数の開拓については、ご指摘を踏まえ、答申（案）2（1）②の部分に「既存の周波数を活用することが」を「新たな周波数の開拓に加え、既存の周波数を活用することが」に修正いたします」ということで修正案を盛り込ませていただいております。

それから、「放送用周波数以外の周波数もホワイトスペースについての検討対象となり得ることはご指摘のとおりですが、放送用周波数についてはホワイトスペースとして使用したいという希望も寄せられていること、また議論が先行している米国においても、放送用周波数が検討対象となっていること等を踏まえれば、例示として記載することに問題はないものと考えます」という考え方を示しています。

続きまして11番でございます。株式会社テレビ信州から、「既存業務に混信等の影響を与えない」と、より具体化する修正をしてはどうかというご意見をいただいております、ご指摘のとおり「無線局の既存業務に混信等の影響を与えない」に修正をしております。

それから、13番目でございますが、日本放送協会から「電波利用のニーズ等についての調査とその結果に基づく技術基準策定等の計画の作成・公表は、技術基準策定のプロセスをオープンなものとする上で一定の意義があると考えますが、電波の利用状況調査とニーズ調査の結果だけに依拠すると、技術的な不具合の検討が十分になされず、実情に合わない計画となるおそれもあることから、調査結果だけでなく、ニーズが把握された新たな電波利用の具体的な形態やその技術的な実現可能性、運用上の検証などを多角的に踏まえた上で、技術的に十分な現実性、合理性を持った計画が作成されるべき旨を答申（案）に追加されるよう要望します」というご意見をいただいております、これについては、「ご指摘のとおり、技術的に十分な現実性、合理性を持った計画が作成されるべきと考えています。答申（案）は新しい技術の研究開発の動向についても調査を行うこととしており、技術的な現実性等についてはこの調査等により把握すべきと考えています」という回答を示しています。

それから、17番でございます。9ページが一番下からですが、「免許不要局の空中線電力（10mW）を見直す方向性が示されているが、電波監理に混乱を来さぬようシステムごとにその機能、使用周波数、利用形態等を踏まえて十分な検証が必要である。特に、他の無線システムと周波数を共有する場合は慎重に扱うべきである」といたしまして、社団法人日本民間放送連盟その他からご意見をいただいております。

ここににつきましての考え方といたしましては、「免許不要局の範囲の拡大については、迅速な新サービス・新製品の導入の促進に向けて、無線システムごとに無線システムの機能、使用周波数、利用形態等に応じて最適な空中線電力の上限を定めることとし、これを定める際にはほかの無線システムへの影響なども含め検討することが適切と考えます」という考え方を示しています。

最後20番、電気事業連合会からでございます。「株式市場のグローバル化の中、外国法人等の株式保有は一部の例外を除き原則自由化されていることを踏まえ、電波法の外資規制についてより柔軟な対応が可能となるよう要望いたします」との意見をいただいております。

とりあえず伝送設備規律までは以上でございます。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明を踏まえまして、委員の皆様、ご質問等あるいはご意見等がございましたら、よろしくお願いいいたします。

特にご意見はないということによろしゅうございますか。

それでは、どうもありがとうございます。

引き続きまして、伝送サービス規律、資料2で申しますと14ページまで、これをやはり適時資料3及び資料4を参照しながらということをお願いをいたします。

【吉田融合戦略企画官】 それでは、資料2の11ページから14ページまでということでご説明をさせていただきたいと思えます。

まず資料2の11ページ、3. 伝送サービス規律の1番目としてソフトバンクグループからいただいておりますご意見ですが、まず「答申（案）においては、電気通信事業を核とし制度の大括り化を図ることが適当とされていますが、第一種及び第二種指定電気通信事業者への非対称規制については、現行の電気通信事業法と同じ水準の非対称規制が最低限担保されるべきと考えます」。それから、「電気通信事業分野においてボトルネック設備を保有する事業者の垂直的な兼営は禁止すべきであり、市場間における公正競争の確保のための措置が必要と考えます」というご意見をいただいております。

これに対する考え方といたしましては、「答申（案）において、伝送サービス関連の規律については、現行の電気通信事業法を核として制度の大括り化を図ることが適当としており、現行の電気通信事業法における公正競争確保、通信の秘密の保護、相互接続性の確保等に係る規律については、引き続き新たな法体系においても維持していくことが適当と考えます」としております。

それから、4番目に、これは社団法人日本ケーブルテレビ連盟からいただいておりますご意見でございます。現行の有線テレビジョン放送施設者に対する施設の使用の承諾義務、いわゆるチャンネルリースの義務についての部分でございますが、「義務付けを廃止して、一般的な伝送サービス規律の中で規律を受けるという基本的な方向性に賛成します。ただし、現在実施している事業者に対しては、具体的な制度設計に当たっては、事業者の事業の実情を十分に勘案した経過措置、適用除外等の措置を講ずるようお願いいたします」というご意見をいただいております。

これに対しまして、「今般の答申（案）に対する賛成意見と考えます。なお、新たな法体系において、既存の事業者に対して不当な不利益が生じないよう適切な経過措置等を講ず

ることが適当と考えます」との考え方を示しています。

次に、12ページの5番目、イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社からは「伝送サービスの一括化を現行電気通信事業法を核とすることに賛成しますが、NTTグループに対して行われている公正競争条件に係る諸規定については継続して盛り込むべきと考えます」ということで、これも基本的に先ほどのソフトバンクグループ等へのご意見と同じような考え方を示しています。

それから、7番目でございますけれども、有線テレビジョン放送施設の設置に係る許可制についてということで、社団法人日本ケーブルテレビ連盟から「許可制を廃止し登録制とする方向性については、より柔軟な事業展開を可能とする視点からの提言であり、基本的には賛成いたします。しかし、具体的な制度設計に際しましては、一定の技術レベルの確保やクリームスキミングの防止、さらには後段で申し上げるコンテンツ面での受信者利益の保護など、十分にご留意いただきたくお願いいたします」とのご意見をいただいています。

それから、8番、同じく社団法人日本ケーブルテレビ連盟からでございますが、「放送施設の譲渡及び合併等に係る認可制については廃止することが提言されており、基本的な方向性に賛成します。ただし、具体的な制度設計に際しては、一定の適格性を審査することにより、安易な譲渡、廃止を防止するなど、受信者保護を図ることができるような規定が必要と考えます」との意見をいただいています。

それから、10番のご意見でございますが、これも社団法人日本ケーブルテレビ連盟からいただいている意見ですが、「国及び地方公共団体の配慮規定を引き続き維持することについては賛成します。なお、本配慮規定は、有線テレビジョン放送施設の地方公共団体及び住民にとっての重要な公共的役割に着目して設けられたものですので、「有用性」を、「有用性・公共性」としていただきますようお願いいたします」という意見がございまして、これに基づきまして、答申（案）も修正し「ご指摘のとおり「有用性」を「有用性・公共性」に修正します」という案としています。

それから、11番、12番の放送・有線放送の安全・信頼性の確保についてでございます。

これにつきましては、まず株式会社WOWOWその他から、「現在も放送事故が発生した場合、放送の公共性にかんがみ、報告を行っており、今後とも継続し実施していくこととされています。放送事故の防止、設備の維持は放送事業者の責務であると考えれば、規定の

整備はある程度必要であると考えます。内容については、放送事業者等の実情、意見を十分反映していただきますよう要望いたします」ということで、基本的に賛成の立場からのご意見をいただいています。

12番でございますが、株式会社中国放送その他ということ、いわゆる地上放送の各社からご意見をいただいておりますが、「民放事業者は放送事故防止に向けた取り組みを常に続けている。当社ではデジタル放送設備において放送設備の二重化は、重要局はもちろん小規模局でもほぼ全局所で行っており、すべての中継局で非常電源の設置を行っている。今後の具体的な取り組みに当たっては、民放事業者の実情について十分に情報交換しながら、行き過ぎたものにならないよう検討していただきたい」という意見をいただいております。

また、13番でございますが、これも「地上放送事業者は、放送の持つ影響力・重要性を自覚して、放送事故の報告は、法律や法令で規定がなくとも自発的に関係機関に対して行っており、報告義務を制度化することは必要ないと考えます」との意見をいただいています。

これに対する考え方でございますけれども、ちょっと長くなりますが、「放送・有線放送は、国民生活に必需の情報をあまねく届けるために高い安全・信頼性が求められるものの、安全・信頼性を確保する観点からの基準は、現行の法体系においては対応する規律が十分に存在しているとは言いがたく、NHKと民放連が地上放送関係無線設備等の安全・信頼性基準ガイドライン（平成19年）を策定していますが、放送中止事故の実情には大きな変化はありません。こうした状況を改善するため、答申（案）においては、新たな法体系において、設備の維持義務に係る規定の整備をすることが適当としているものです。また、設備の維持義務を実効性のあるものとし、放送の機能・役割が十分に発揮される環境を整備する等のため、総務省内部の通達を受けた各総合通信局長からの要請に基づく報告にかえて、新たな法体系において、重大事故の報告義務に係る規定の整備をすることが適当としているものです。なお、具体的な規定については、過剰な規制とならないよう小規模設備は例外にするなど、今後、放送・有線放送の実情を踏まえた上で検討することが適当としています」という考え方を示しています。

次に14番でございます。放送中止事故情報の利用者への周知ということで、「放送中止事故は、事故ごとにその種類、大きさ、地域性など利用者への影響が異なるため、一律の周知基準とすることは利用者に無用な混乱を与えるなどの危惧がある。利用者等への周知

の在り方は、多面的見地から総合的に見地されるべきである」というご意見、日本テレビ放送網株式会社その他からいただいています。

これにつきまして、「通信・放送事業者による事故情報の利用者等への周知の在り方については、総務省において周知の目的や対象・範囲、周知によって達成すべき利用者利益などについて、総合的に検討を進めることが適当と考えます」という考え方を示しています。

それから、最後15でございます。社団法人日本ケーブルテレビ連盟からいただいているご意見で、「有線テレビジョン放送施設の設置に関し、電気通信事業者との間の制度上の差異の解消に向けた検討を行っていただくことに賛成します。また、ご検討の結果、有線テレビジョン放送施設の設置についても、認定電気通信事業者と同様の道路占用許可の義務化や他人の土地等使用に係る協議認定制度の導入等の措置をぜひ実現していただきますよう要請します」とのご意見をいただいています。

伝送規律の部分につきましては以上でございます。

**【長谷部主査】** どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からのご説明を踏まえまして、委員の皆様、ご意見等ございましたら、よろしく願いをいたします。

村上委員、お願いいたします。

**【村上委員】** 今回の取り組みは全体として、第一に、既存の事業者が新しい分野に取り組むようなとき、あるいは新規の参入があるときには事業の柔軟性を高めるとか、あるいは経営の選択肢を増やすという方向性を保ち、第二に、既存事業についてはできるだけ中立的なスタンスを取り、第三に、利用者、消費者に対してはできるだけ丁寧な配慮をするという、基本的な考え方で議論が進んできたと思います。今回のパブリックコメントに対する委員会としての答え方はその考え方にのっとっており、非常にバランスのとれたものになっていると思います。

そのようなバランスという視点から見ていると、13ページの11とか、12の安全・信頼性の確保のところ、放送事業者の実情について十分な情報交換をとく、できるだけ行き過ぎたものにならないようにとか、意見を十分反映するようにというような意見があるわけですが、それは同時に利用者のサイドの声なき声といえますか、利用者に対する配慮というのもバランスをとりながら具体的な法制化を考えていくべきかと思います。意見です。

**【長谷部主査】** どうもありがとうございます。

木村委員、お願いいたします。

【木村委員】 答申(案)の文言についてちょっと確認をさせていただきたいのですが、9ページの放送・有線放送の安全・信頼性の確保のところ、後段のところに注記で※の後で、小さい文字で「一定の設備(例:小規模整備は例外とする等)」となっているのですが、この例というのはどういう意味でしたでしょうか。私、読み直してみると、意味が通じない気がしてまして、この場合には一定設備の損壊または故障によって著しい支障を及ぼさないようにすることであって、その場合に小規模設備を例外にする等の何らかの考慮をするという意味に介してよろしかったでしょうか。私、ちょっと記憶になくなっていますので確認をお願いいたします。

【長谷部主査】 それじゃ、秋本さんからお願いします。

【秋本参事官】 具体的な法制度の作り方はこれからでございますが、あくまでイメージといたしましては、総務省令で定める設備について、「その損壊または故障によって放送の業務の提供に著しい支障を及ぼさないようにすること」という規定の仕方が一つ考えられるところがございます、その省令で定める際に小規模設備は例外とするという規定を置くことが考えられるということで例示をさせていただいたということでございます。

【長谷部主査】 一定という言葉の説明として例になっているという。

【木村委員】 その意味の例として。

【長谷部主査】 ええ。確かに一見極めて明瞭とは言えないところがございますが、それなりに筋は通っていないわけでもないのではないかと思います。

【木村委員】 小規模設備は例外とする等といったような一定の設備という。

【長谷部主査】 一定というときの一定とは何ですかと言われたときには、例えばこういうものが一定ですという。あっ、そうじゃないですか。

【秋本参事官】 そのとおりなのでございますけれども、具体的な条文をごらんいただいたほうがご理解が早いかと思いますので、委員の皆様のお手元の六法で申しますと、1,516ページに電気通信事業法の第41条の規定がございます。その第1項をごらんいただきたいと存じます。電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、その電気通信事業の用に供する電気通信設備、この後括弧書きが開かれておりまして、(その損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして総務省令で定めるものを除く)とされておりまして、利用者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして、総務省令で定める設備は対象から除くことが、放送の設備の維持義務についても必要なのではないかと考えられる

ところでございまして、この規定をある程度イメージして小規模な設備は例外とする等というふうに答申（案）では例示として書かせていただいたものでございます。

【長谷部主査】 よろしゅうございますか。

【木村委員】 はい。

【長谷部主査】 長田委員、どうぞ。

【長田委員】 どうもありがとうございます。村上委員のご発言に賛成ですという意味で申し上げたいのですけれども、14ページの14番、日本テレビ放送網株式会社さんからのご意見で、一律の周知基準とすることは利用者にも無用な混乱を与えるなどの危惧があるというふうにご心配をいただいているわけですが、放送中止事項が起こった後に、その原因やどのくらいの規模で起こったのかということが広報されることが一律な周知基準となるのか、それがある程度のランク別の基準となるかというのはこれからの検討になると思いますけれども、周知をされることで利用者が無用な混乱をするということをあまり想定しづらいのではないかとこのように私は思いますし、むしろ何が起こったのかということがわかったほうが自分の家のテレビなり何なりの故障ではなかったということがわかるというだけでも明確になりますので、そこは利用者の側の意見もきちんと聞いていただいて、放送事業者の皆さんそれぞれの実情を踏まえるということにあまりにもとらわれ過ぎて、利用者の保護ということがないがしろになってはいけないのではないかと思います。

【長谷部主査】 そこはやはり総合的に考えて適切にバランスをとということでよろしゅうございますか。

【長田委員】 はい。というのはこの回答で、それは賛成です。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、続きまして、コンテンツ規律、これは資料2で申しますと、26ページまでになりますが、やはり適宜資料3及び資料4を参照しながらということをお願いをいたします。

【吉田融合戦略企画官】 それでは、資料2の15ページからということで、コンテンツ規律に関しまして主なご意見と、これに対する考え方をご紹介させていただきたいと思っております。

まず15ページの2番でございます。「放送事業者（特に地上放送事業者）の言論報道機関としての性格にかんがみれば、行政当局による事業規制は望ましくない。規制緩和を旨

とする新たな法体制においては、放送番組関連のみならず、放送事業全般について規律・規制の強化は極力排除すべきである」ということで、社団法人日本民間放送連盟その他からご意見をいただいています。

これに対しまして、「答申（案）9に、制度改革に際しては、規律を必要最小限のものとすることを旨とすべきという記述を追加します」ということで、このようにさせていただいております。「また、答申（案）4（2）②に放送番組編集の自由についての記述を追加します」ということで書かせていただいています。

それから3番でございます。「従来の放送の概念・名称を維持し、全国的及び地域的に果たしてきた機能・役割が成文に盛り込まれることは、意義あることと考える」ということで、株式会社テレビ新潟放送網、その他多数のご意見をいただいています。

続きまして6番でございますが、「放送関連四法を集約・大括り化するに当たっては、各放送事業が果たしてきた機能・役割やその背景を損なうことのないよう留意すべきである」ということで、株式会社テレビ東京その他からご意見いただいています。

また、このご意見とも共通いたしますが、「特に、新たな法体系の目的とされた情報（コンテンツ）の自由な流通の促進のためには、著作権法など関連法制との整合性に配慮しつつ、放送事業者や権利者など関係者に混乱や不利益を生じさせないことが重要である」ということで、社団法人日本民間放送連盟その他からご意見をいただいています。

ここでの回答としましては、著作権法は総務省所管ということでもございませんので、「政府において今後の検討の参考とすることが適当と考えます」という言い方にさせていただいています。

それから、8番でございます。「放送関連四法を集約・大括り化に当たって、放送法の規定をベースとすることが適当と明記されたことは評価する。特に現行の放送法の表現の自由や番組編集の自由の規定は、新たな法体系にそのまま継承すべきだと考える」ということで、株式会社TBSテレビその他からご意見をいただいています。

これにつきましては「答申（案）4（2）②に放送番組編集の自由についての記述を追加します」ということで考え方を示しています。

続きまして、ご意見の9番でございます。「放送普及基本計画のような枠組みは必要とした点について適切と考えます。電波利用の柔軟化により実現する放送など新たな形態の放送については、国の関与を減らす上でも、基本計画の対象外とすることは適切と考えます」との意見を、株式会社テレビ朝日その他からいただいています。

それから、11番、日本放送協会からでございます。「いったん放送をする無線局を他の目的に利用することを認めれば、その周波数をその後、例えば放送のイノベーション等のために別の放送事業者に割り当てようとしても、実際には困難となる可能性も否定できないことから、今後の制度整備及び制度運用に当たっては、基本計画の対象である放送が果たすべき公共的役割全体に支障を与えることのないよう慎重に対応されるよう要望します」とのご意見をいただいています。

これに対しましては、「制度整備等に当たっては、基本計画の対象である放送をする無線局について、確実に確保すべき放送の機能・役割に支障を来すことのない範囲で電波利用の柔軟化を可能とすることが必要であると考えます」としています。

それから12番、北日本放送株式会社その他からいただいているご意見ですが、「放送対象地域の拡大検討に当たっては、行政区画や事業構造にわたる総合的な視点が必要である」という意見をいただいています。

これにつきまして、「答申（案）では、「具体的な要望があれば」「地域情報の確保の在り方に留意しつつ」としております。総務省において今後の検討の参考とすることが適当と考えます」としています。

それから13番でございます。「すべての放送について、放送施設の設置と放送の業務をそれぞれ別々の行政手続とし、その一致または分離の別を事業者が選択可能とすることは、事業者の経営の選択肢の拡大につながることから賛同いたします」ということでスカパーJ S A T株式会社その他からいただいています。

それから、14番、15番でございます。「地上放送の果たしてきた役割及び施設・業務一致の合理性を踏まえ、放送施設の設置者が放送の業務を行うことを希望する場合には、他者への放送施設の提供よりもその希望が優先されるよう措置が講じられることは意義あると考えます」という意見。それから、「今後の経営環境の変化によっては経営の選択肢が拡大するものと思われる。放送施設と放送業務の一致を選択した放送事業者の希望が優先されるよう法律に明記していただきたい」というご意見をいただいています。

考え方としては「今般の答案（案）に対する賛成意見と考えます」とした上で、15番につきまして、「ご指摘の点については、総務省において今後の検討の参考とすることが適当と考えます」としています。

それから、16番の意見、株式会社毎日放送その他からいただいている意見でございます。「ハード・ソフト一致による事業形態を希望すれば優先されることが明記されたこと、

また、規制の緩和によって経営の選択肢が広がったことは評価できる。一方で、ソフト面について、その業務の認定に当たり行政が介入しやすくなるおそれがある。放送が公平中立で言論の自由を引き続き守り、国民の負託にこたえていけるよう、認定の手續に当たっては公平性・中立性・透明性が確保されることは不可欠である」との意見をいただいています。

これにつきましては、「今般の答申（案）に対する賛成意見と考えます。放送をする無線局の免許に係る規律と放送の業務の認定に係る規律の振り分けは、経営の選択肢を拡大させることを目的としているものです。ご指摘の公平性、中立性、透明性の確保については、総務省において今後の制度運用の検討の参考とすることが適当と考えます」としています。

続きまして17番の意見、これは日本放送協会からいただいているご意見で、「答申（案）において、規律の振り分け等の今回の法体系の見直しは、放送番組に対する規律や報告徴収等の権限を強化しようとするものではない旨を確認的に明示されるよう要望します。あわせて、見直し後の法律においても、現在の放送法第1条及び第3条の規定を維持する旨を記述されるよう要望します」となっております。

考え方といたしましては、「放送する無線局の免許に係る規律と放送の業務の認定に係る規律の振り分けは、経営の選択肢を拡大させることを目的としているものです。また、現行の放送法第1条については、答申（案）4（2）のとおりであり、答申（案）4（2）②に放送番組編集の自由についての記述を追加します」という考え方を示しています。

それから、19番、静岡放送株式会社その他からいただいている意見でございまして、「放送業務の認定制は番組内容や編成に対する行政の直接的な関与を招く可能性があり、言・表現の自由が担保されなくなるおそれがある。こうした懸念が明確に解消されない限り、免許対象をソフト（番組制作・編成）とハード（放送施設）に分離することには反対である。緊急災害時における放送は、国民の生命と財産を守る手段ともなる。いかなる状況のもとでも、そうした番組や情報を確実に送り届けることが基幹放送である地上放送事業者の責務であり、その責務を確実に果たすためにも、ソフト・ハード一致原則は守るべきである」とのご意見をいただいています。

これにつきましては、考え方として「答申（案）は、経営の選択肢を拡大させるため、手續の振り分けを提言しているだけであって、放送施設を設置する者と放送の業務を行う者を分離する事業形態を強制しているものではありません。答申（案）4（3）②アに記載しているとおり、その一致又は分離の別を事業者が選択可能とするものであります」と

しています。

それから20番、社団法人日本民間放送連盟その他からいただいている意見ですが、「放送施設、放送の業務の定義や範囲については、既存の放送事業者の経営や事業形態等に影響を及ぼさないように慎重な検討を要望する」との意見をいただいています。

これにつきまして、「総務省において今後の検討の参考とすることが適当と考えます」という考え方を示しています。

それから、21番は讀賣テレビ放送株式会社その他からということで、「外資規制は現行と同等の規律をすることが必要という提言は適当である」という意見をいただいています。

それから24番、社団法人衛星放送協会から「現在受託放送事業者が、BS及びCSそれぞれ1社、すなわち独占事業体となっていること、特にCSの場合に、その受託放送事業者がやはり独占事業であるプラットフォーム事業を兼業し、重層的な独占事業体となっていること及び伝送サービス及びプラットフォームサービスをみずからの子会社を含む委託放送事業者や衛星役務放送事業者に提供していることから、公正、公平の観点から何らかの記述の検討が必要と考える」というご意見をいただいています。

これについては、「総務省において今後の検討の参考とすることが適当と考えます」という考え方を示しています。

それから、25番でございます。社団法人日本民間放送連盟その他から、「現行制度においてBSデジタル放送の委託放送業務は認定制を採用しており、5年ごとの認定の更新に当たっては、表現の自由享有基準への適合だけが審査されている。新たな法体系において、BSデジタル放送を規律強化としないよう、同放送の認定は現行どおり更新とすべきである」とのご意見をいただいています。

それから、これはビーエス朝日株式会社からですが、26番で、「地上波においても同様に更新とするのが適切と考える」というご意見をいただいています。

これについては、考え方として「答申(案)4(3)②イの認定は、地上放送について、現行の電波法における無線局免許の手続を振り分けるものであり、制度の運用に当たっても、これまでの再免許と同様の審査が振り分けられた手続のもとで行われることが適当と考えます」としています。

それから、27番、社団法人日本ケーブルテレビ連盟からは、「具体的な制度設計に際しましては、ケーブルテレビにつきましても基本計画の対象となる放送と同様に期待される役割を十分に果たし、受信者を報告し得る措置が必要と考えます」というご意見をいただ

いています。

次に番組規律の関係でございます。

ここについては、まず30番で、朝日放送株式会社ほか、かなり多くからでございますが、「番組分類の公表は基本的には放送事業者の自主・自律判断にゆだねる方向で検討されるべきものと考えます。またいわゆるショッピング番組については、新たな分類基準を検討することが望ましいと考えます。その際には、番組種別は番組の実情に沿った分類を民放連等で検討することが適当ではないかと考えます」とのご意見をいただいています。

これにつきましては「放送番組の種別等の公表については、基本計画の対象となる放送の機能・役割が適切に確保される等の観点から、それが確実に行われる環境を整備することが望ましいと考えます」という考え方を示しています。

それから、32番、日本放送協会その他からでございますが、「答申（案）において、規律強化の目的やそれを必要と判断する根拠について十分な説明がなされるよう要望します。その上で、規律強化は、一般にその目的に照らして必要最小限の範囲のものであるべきだと考えますので、答申（案）において、その旨を確認的に記述されるとともに、具体的な制度設計に当たっては、放送事業者にとって過重な負担とならないよう適切な措置をとられるよう要望します」というご意見をいただいています。

これにつきましては、「放送番組の種別等の公表については、基本計画の対象となる放送の機能・役割が適切に確保される等の観点から、それが実施されることが望ましいと考えています。ご指摘の点については、総務省において今後の検討の参考とすることが適当と考えます」との意見を示しています。

それから33番、これは日本民間放送連盟その他からいただいているご意見ですが、「答申（新）では、地上放送について、現在の番組規律をすべて維持するとされたが、分離体系になれば、放送内容について行政の関与がこれまでより強まるのではないかという懸念や不安が当連盟加盟社の中にある。新たな法体系が全般的に規制緩和を旨とする中で、コンテンツ規律に関しても、法律のみならず政省令など下位法令を含めて規律を強化しないことを答申に明記するよう強く要望する」とのご意見をいただいています。

これにつきましては「放送番組の種別等の公表については、基本計画の対象となる放送の機能・役割が適切に確保される等の観点から、それが実施されることが望ましいと考えています。ご指摘の点については、総務省において今後の検討の参考とすることが適当と考えます。なお、答申（案）9に制度改革に際しては、規律を必要最小限のものとするこ

とを旨とすべきという記述を追加します」との考え方を示しています。

続きまして、表現の自由享有基準の関係でございます。

まず34番、KDDI株式会社その他ということでございますが、「表現の自由享有基準の具体的な在り方については、具体的な要望等に基づき、必要に応じて見直しを行うことが適当とする答申（案）の考え方に賛同いたします」との賛成意見をいただいています。

それから、社団法人日本民間放送連盟その他から、「現在、地上放送のテレビ、ラジオの表現の自由享有基準は同一基準だが、これを異なるものにする方向は検討に値すると考える」というご意見をいただいています。

それから、札幌テレビ放送株式会社その他から、「必要に応じて、表現の自由享有基準の緩和を検討していくことは、地方局の存立基盤に大きな影響を与えられらる。情報の多元性、多様性、地域性は、基幹放送である地上波の重要な機能・役割の一つであり、緩和すべきものではない」との意見をいただいています。

これにつきまして考え方といたしましては、「答申（案）においては、情報通信の高度化に伴うコンテンツ配信市場の多種多様化の中で、多元性、多様性、地域性の確保に大きな支障を及ぼさない範囲で緩和を検討していく必要性を提言したものです。具体的には、総務省において今後の検討の参考とすることが適当と考えます」との考え方を示しています。

それから38番でございますが、社団法人衛星放送協会その他より、「特に三事業支配の見直しに関しては慎重な検討が必要と判断する」との意見をいただいています。

それから39番、メディア総合研究所から「表現の自由享有基準については、放送の多元性・多様性・地域性確保の観点から、現行のような省令ではなく、法律の中に明記して位置づけるべきである」との意見をいただいています。

これにつきまして考え方としまして、「表現の自由享有基準の根拠は法定化されましたが、その具体的な内容は、答申（案）のとおり、情報通信の高度化に伴う環境の変化に迅速に対応する必要があること等から、慎重な検討が必要であると考えます」としてございます。

続きまして、再送信制度の在り方の関係でございますが、ここでは特に裁定制度につきまして多数の意見をいただいています。

まず41番、「裁定制度につきましては、その基本的な方向性を賛成します」ということで、社団法人日本ケーブルテレビ連盟その他からご意見をいただいています。

42番で「大臣裁定制度については、例外なくケーブルテレビ事業者の主張が認められる一方的な制度となっています」、ちょっと長いので理由はちょっと省略しますが、「以上

の理由から大臣裁定制度は廃止すべきと考えます。仮に大臣裁定制度を維持するのであれば、当事者間の協議が多数進行中であるという現状も考慮することが必要とした点を踏まえ、裁定申請をすればケーブルテレビ会社に再送信を認める現在の硬直した制度ではなく、新たな法体系のもとで、中立公正な制度として設計し直すとともに、裁定制度の適用範囲を難視聴解消に限定するなど、厳密な運用を行うべきだと考えます」ということで、これにつきまして、株式会社テレビ朝日その他からご意見いただいています。

これについての考え方といたしましては、「放送法制においては、再送信同意制度が設けられているところ、当該制度は、放送事業者の放送番組がみずから送信した以外の方法により再送信される際、番組編集上の意図を保護するため、無断で改編される等のことがないよう放送事業者の同意を要することとしているものです。裁定制度は、有線テレビジョン放送が難視聴地域等における地上放送の再送信メディアとしての役割を有すること等を踏まえ、再送信同意について制度趣旨を踏まえた適正な判断を確保することにより、受信者の利益の保護等を図るものです。新たな法体系においても、有線テレビジョン放送によるこうした役割等は変わるものではないため、これまでどおり放送事業者の番組編集上の意図と受信者の利益の保護をバランスよく確保できる総務大臣の裁定制度を維持することが適当としているものです」としています。

それから、44番でございますが、電気通信役務利用放送への裁定制度の適用につきまして、拡大には強く反対しますという意見を、テレビ朝日その他からいただいています。

これにつきましては、やはり前段と同じように「答申（案）においては、現行制度のもとでは、かつては有線テレビジョン放送施設者であった者が、電気通信役務を一部利用したことによって電気通信役務利用放送事業者に移行したため、義務再送信・裁定制度の対象から除外されてしまうという問題が生じていることから、有線テレビジョン放送事業者・電気通信役務利用放送事業者の別のみに着目した現行制度にかわる合理的な制度設計に取り組むことが適当としたものです」としています。

それから、次に25ページでございますが、オープンメディアコンテンツに関する規律の関係でございます。

まず、株式会社ビーエス朝日その他から「オープンメディアコンテンツに関する規律についても、民主主義社会の基盤である表現の自由を損なうことのないよう、新しい規律・規制には慎重に対応することを望む」との意見をいただいています。

それから、趣旨としては同趣旨でございますが、社団法人日本民間放送連盟からは、さ

らに「答申では、将来の規律の可能性を明確に排除した記述に改めるべきである」とのご意見をいただいています。

この点につきましては、「今般の新たな法体系で制度的整備を図るのではないという点について、答申（案）の記述によっても適切に表現されているものと考えます」との考え方を示しています。

それから、47、48には、イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社、ヤフー株式会社から、プロバイダ責任制限法の責任制限の拡大等についてのご意見をいただいています。

コンテンツの規律の部分については以上でございます。

**【長谷部主査】** どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からのご説明を踏まえまして、委員の先生方、何かご意見等ございましたらよろしくお願ひ申し上げます。

よろしゅうございますか。

**【村上委員】** 1つだけ。

**【長谷部主査】** それでは、村上委員、お願いいたします。

**【村上委員】** 研究会の報告書と今回の検討委員会の報告書で幾つか相違があるのですが、扱うスコープの差というところに着目したときに、16ページの7で、日本民間放送連盟から、大括り化に当たって著作権法など関連法制との整合性に配慮しつつ対応することが大事だという指摘があるのですが、研究会報告書では、通信・放送の法体系とその外側の著作権法とか個人情報保護との関係についても、これの次のステージとして議論をすべきであるという記述をしていたように思います。今回の報告書は、通信と放送の枠組みの中だけで閉じた記述になっているのですけれども、そこを閉じた形の報告書にするというのも一つの考え方ですし、資料4の21ページの総括の最後ですが、今後も法制を不断に見直す、というところに、今の民放連の指摘のように、著作権法等関連法制との整合性に配慮しつつ、今後も法制を不断に見直すという記述にすることによって、この報告書をよりオープンなものにするという考え方もあろうかと思ひます。これはどちらが適切かということについて特別な意見を持ってないのですけれども、この16ページの7の意見に対応するとすれば、そういう対応の仕方もあるかなというふうに思ひます。

**【長谷部主査】** 確かに村上委員おっしゃるとおり対応の仕方としてはそういう可能性もあり得ます。ただ、これは先ほど吉田さんからもご説明があったとおり、一応総務省の

権限、所掌の範囲内ということで考えております上に、そういう意味で著作権法制も入れますと、それは単に予件としてそれを前提にして、こっちのほうでどう対応するかという話に傾きがちになるおそれがございまして、ここのところはこんなところでどうかなという感じを私自身は持っているのですけれども、秋本さん、何かございますか。よろしゅうございますか。

【秋本参事官】 特にございません。

【長谷部主査】 ほかはいかがでしょうか。舟田委員、お願いいたします。

【舟田委員】 意見といたしますか、私はこういうふうに読みたいということなのですが、この概要版ですと、21ページの一番最後、33番、民放連さんのご意見で、分離体系になれば、行政の関与がこれまでより強まるのではないかという懸念がある。そういうことで、規律を強化しないことを明記していただきたいというところなのですが、もしこれが、確かに読んでみると、今回の答申(案)は14ページ以下からが番組規律で、考えてみますと、番組規律というのは14ページ、15ページしかないんですね。いわばコンテンツ規律といっても、それ以外のものがかかなりあって、番組内容それ自体については15ページにあるものになっているわけです。これは答申(案)が特に今回議論した点、あるいは大括り化によって変わる点を中心に叙述したものですからこういうことになったわけなのですが、そういう意味で21ページの民放連さんの分離体系になれば云々のところは、そういう懸念があるとすれば、それは行政の関与はこれまでより強まるものではないということはあちこちに出ているわけで、それはもちろんそのとおりでろうと思えます。しかし、それは書いていないということなのですが、前提に議論してきたと思えます。

それで、この場所が、21ページのものは、その前がショッピング番組云々のところなんです。例えば2つ前、31番のところ、放送局サイドの自主規律にゆだねるべきであると考え。ショッピング番組についても同様であるというようなことの流れでこれを読みますと、ちょっと私としては違和感があって、ましていわんや、この考え方、右側の欄には、これは事務局はそう考えて書いたのかどうか分かりませんが、ご指摘の点についてはということで、規律を最小限のものとする旨を追加しますということなのですが、このショッピング番組云々について、もし規律を最小限ということにつながるとすれば、ちょっと私としては違和感があるので、ここはおそらくそう読むべきではないだろうと考えたい、そういう私の理解を示したということでもあります。

コンテンツ規律というのはいろんなものがあるわけで、その中でこの答申（案）の15ページに出ているようなものについては、視聴者なり消費者の利益をむしろ第一に考えるべきであって、規制を最小限にするということを考えることはいかがかというふうに私個人は思っているということなんですけれども、そういう意味で、この左側のご意見と右側の考え方について、そういうふうに私としては考えたいという表明なんです。今さらここで議論する気はないのですけれども。

【長谷部主査】 それは舟田先生のお考えを承っておいてよろしゅうございますでしょうか。

【舟田委員】 もし何かあれば……。

【秋本参事官】 資料2の21ページ、ナンバリングで申しますと33番の民放連様の意見に対する当委員会としてのコメントの返し方のところでご意見をいただいたものと思います。特に下線部分でございますが、規律を「必要」最小限と書いてございまして、必要な規律は求めていくということをもさにこの委員会でご検討いただいたと思っております。番組の種別の公表を求める点も、多くの委員の方からそういう公表を求めることは必要だというご意見をいただいたものと認識をしておりますので、答申（案）に書かせていただいた次第でございます。必要なものは規定の整備をしていく。ただ、それが過度にならないように、常に必要最小限かどうかという点を今後の制度設計に当たって総務省として肝に銘じていきたいと考えております。

よろしゅうございますでしょうか。

【長谷部主査】 必要なものは規制するし、必要以上の規制はしない、そういうことでご了承いただければと思います。

新美委員、お願いします。

【新美委員】 今回の件に関連して、意見を申し上げます。そもそも規制緩和というときの「規制」が何であったかということを思い起こす必要があると思います。出発点においては、「規制」とは経済規制のことであって、その規制を緩和すべきであるとされてきたわけです。現在でも、世界の潮流では、規制緩和の「規制」は経済規制をいっているのであり、安全に対する規制というのは規制緩和の対象とはしていない。過剰規制にならないければ、安全規制はもっと厳しくすべきであるともいわれています。それから、情報による行政的な手法というのは、規制緩和でいわれる規制の中に入らないというのは世界の潮流だといっていいと思います。公表制度だとか、透明性を確保しろということを行うのは規制

緩和の対象としての「規制」とは言わないと私は理解しています。したがって、規制緩和といういわばマジックワードで惑わされないようにするというのは極めて重要ではないか。そういう意味で、秋本さんがおっしゃったように必要なものは必要なものとしてきちんと規律していくということを確認したらいいのではないかというふうに私は個人的に思います。

【長谷部主査】 情報開示につきましては、これは規制に入れるという考え方もありますけれども、入れるとしても一番緩やかな規制であると。そういうタイプであるというのは、これはだれもが認めているところだと思いますので、必要最小限という考え方と矛盾はしないというふうに考えております。

ほかにはいかがでございますでしょうか。

もしよろしければ、続きましてプラットフォーム規律からその他に至るまで、資料2で申しますと39ページまでということになりますが、これも適宜資料3、それから資料4を参照しながらということで、よろしく願いいたします。

【吉田融合戦略企画官】 それでは、資料2の27ページ以下ということでご説明させていただきます。

まず、5. プラットフォーム規律ということでございますが、まず2番のご意見として「プラットフォームについては、過度な規制を課すことによって市場の発展を阻害することのないよう、原則として各企業の自由な取り組みにゆだねることが適当と考えます」というKDDI株式会社からのご意見をいただいています。

それから、次に3番の意見、これは楽天株式会社様からのご意見ですけれども、「プラットフォーム規律の項目全体を削除するとともに、有料放送管理事業に関する記述はコンテンツ規律に移行すべきであると考えます」という意見をいただいています。理由はここに掲げてあるとおりということです。

これについての考え方としましては、「答申（案）は、これまでの検討の経緯を踏まえた章立てとしているためプラットフォーム規律となっているもので、内容的には、答申（案）のとおり有料放送管理事業に絞っており、ご懸念には及ばないものと考えます」との考え方を示しています。

それから4番、スカパーJ SAT株式会社から「有料放送管理事業に係る規律をコンテンツ規律として位置づけることには賛同いたします。その上で、同様のサービスを提供する事業者には同様の規律が適用されるよう、規律を整備いただくことを要望いたします」

とのご意見をいただいています。

それから5番、株式会社ジュピターテレコムからでございますけれども、「ケーブルテレビ事業者の放送（再送信を含む）について、基本計画の対象外とする等の記載をすることが、法の趣旨を明確にする観点から望ましいと考えるので、検討をいただきたい」とのご意見をいただいています。

続きまして、29ページ以下、6. 紛争処理機能の拡大についてでございます。

まず1番として、株式会社ジュピターテレコムより、「通信と放送の融合が進むこと及び地上テレビジョン放送の有線テレビジョン放送による再送信同意に関する過去の経緯も踏まえて、電気通信事業紛争処理委員会にて対応する紛争事案について、その範囲を放送事業も含めた情報通信サービス全般に拡大することについて賛同する」との意見をいただいています。

同様の意見は個人の方からもいただいています。

それから2番といたしまして、株式会社TBSテレビその他から「どのような制度になるのか、具体的な姿は明らかではないが」として、「紛争の処理はあくまで民・民で話し合い、解決していくことを最優先におくべきである」とのご意見をいただいています。

これについての考え方といたしましては、「電気通信事業紛争処理委員会の行う紛争処理手続は、簡易迅速な紛争処理手段として紛争当事者の自主的な合意形成を促すものとして活用されているところであり、この位置づけは、同委員会の紛争処理機能について、コンテンツプロバイダと電気通信事業者の間の紛争や再送信同意に係る放送事業者と有線テレビジョン放送事業者間の紛争等へと対象を拡大する場合にも変わるものではないと考えています」という考え方を示しています。

それから、4番として、株式会社福岡放送からですが、「再送信同意についての裁定制度を維持する必要はない」、これは先ほどのところとも共通しますけれども、これにつきましては、「今般の答申（案）においては、総務大臣による裁定に加え、電気通信事業紛争処理委員会の処理機能を拡大することにより、紛争処理手段の多様化を図るものです」との考え方を示しています。

それから、メディア総合研究所からは、「電気通信事業紛争処理委員会を拡大する答申（案）となっているが」として、「機能の拡大に当たっては、表現の自由を扱う組織であることを含め、構成・権限などの見直しが必要であり、官による権限強化とならないような検討が別途必要である」としています。

ここにつきましては、「電気通信事業紛争処理委員会は、事業者間の紛争事案を事後的に解決するための専門的な機関として許認可部門から独立して設置されています。同委員会には5名の委員が両議院の同意を得て任命されているほか、専門的な事案を処理するために8名の特別委員も任命されており、紛争事案を公正・中立かつ円滑に処理する体制が確保されています。紛争処理機能の拡大に当たっても、この専門性、公正・中立性を引き続き確保していくことが重要と認識しています」との考え方を示しています。

それから、7番、31ページ以下でございます。利用者利益の確保・向上のための規律というところでございます。

まず、株式会社ジュピターテレコムその他より、「利用者利益の確保・向上のため、利用者向けの情報提供義務の差異の解消に賛同する」との意見をいただいています。

それから、3番でございますが、特定非営利活動法人消費者機構日本、それから個人の方からもいただいておりますけれども、「情報通信法（仮称）が適用となる役務の契約に当たって、訪問販売、通信販売、または電話勧誘販売といった販売方法をとる場合には、特定商取引法と同等の行為規制並びに民事ルールの導入を求めます」との意見をいただいています。

これにつきましては、「総務省において今後の検討の参考とすることが適当と考えます」という考え方を示しています。

33ページにまいります。8. その他の論点ということでございます。「技術革新が日進月歩で進む現在においては、新たな課題が短い期間で顕在化するため、新たな通信・放送の法体系が整備された後も、定期的な評価と見直しの実施を行うよう答申に盛り込むべきと考えます」とのご意見をソフトバンクグループからいただいています。

これにつきまして、「ご指摘のとおり、通信・放送の法制の在り方は、不断に見直すべきものであると考えますので、その趣旨の記述を追加します」としてあります。

それから、次に2番のご意見、特定の法人の位置づけということで、「NTT、NHKについてもその検討がなされない状態で、総合的な法体系を保障するのはいかがなものか」というご意見をいただいています。

これにつきまして、「NTTの組織問題については、通信放送の在り方に関する政府与党合意及び総務省の通信・放送分野の改革に関する工程プログラムにおいて2010年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得ることとしており、NTTの組織問題が必ずしもこの機会に検討すべきものであるとは考えていません。また、答申（案）は、特殊法人

たるNHKの位置づけは、新たな法体系においても変わるものではないことを前提としています」としています。

それから、次の4番、日本放送協会（NHK）の扱いというところでございます。これにつきましては、株式会社テレビ朝日から「NHKは、放送の業務を行うために法律により特別に設立した特殊法人であり、いたずらにその業務範囲を拡大すべきではないことから、慎重に検討することが必要との指摘は妥当と考えます」との意見をいただいています。

それから、日本放送協会その他から、5番ということで33ページから34ページにかけてでございますけれども、「現行放送法におけるNHKに係る規定を機械的に新たな法体系に整合するように置きかえるだけでは、NHKに融合時代にふさわしい役割を十全に果たさせるようにすることはできないものと考えます」ということで、幾つか課題が述べられてございまして、「このような課題を解決し、NHKに新たな時代にふさわしい公共的・先導的な役割を十全に果たさせるようにするため、今後速やかに検討が行われることが必要だと考えますので、その旨を答申（案）において記述されるよう要望します」とのご意見をいただいています。

これにつきまして考え方といたしましては、「今般の答申（案）においては、NHKは受信料という特別な負担金で運営され、法律で目的や義務が規定された特殊法人であり、こうしたNHKの位置づけは新たな法体系においても変わるものではないとしているところです。こうした前提のもとで、ご指摘の点については、今後、具体的な内容を明確にした上で、総務省において検討することが適当と考えます」との考え方を示しています。

それから6番、「法体系の移行に際し、既存事業者に不利益を起ささないよう明記されていることについては評価できる」、中京テレビ放送株式会社その他でございますが、そうした意見がございました。

これについては、一方、7番で、「新規事業者を参入しやすくするための取り決めに既存事業者との話し合いを通してより具体的に探り明示していく必要性があるのではないか」との意見もいただいています。

それから、35ページからの9．総括の部分でございます。

まず、1番としまして、KDDI株式会社から「新たな法体系においても、公正な競争条件や国民の利便が確保されるよう配慮することに賛成いたします」との意見をいただいています。

2番といたしまして、ソフトバンクグループからですが、「制度の集約・大括り化の目的

としてこれを明確に掲げ、通信・放送の総合的な法体系を整備すべきと考えます」との意見をいただいています。

それから、35ページ、3番の意見で、「受信者の利益保護とセットで検討することが策定に向けた大前提であり、受信者の利益保護を踏まえ検討することが適当である」という文言を追加したらどうかという意見がございます。

これにつきましては、答申（案）1（3）において、法体系の見直しに当たって、受信者の利益の保護を実現することを重視することとしており、この趣旨は新たな法体系全体に適用されるものである」との考え方を示しています。

それから、4番目の意見として番組規律の部分、答申（案）でいきますと、22ページ、最後の部分ですが、そこに報道という例示も入れるべきではないかというご意見をいただいています。

ここにつきましては、法律のワード等にも合うような形で、「教育、教養、報道、娯楽といった番組の種別、当該種別の放送時間等の公表を放送事業者に対して求める制度を導入することが適当である」という形でより正確な記載とするということで修正をしています。

それから、5番、利用者保護規律の充実につきましては、個人の方から、大いに賛成であるという意見、それから今後、「有効な利用者保護のための方策について検討する際、消費者団体、消費者相談員などの意見を聞く場を設けてほしい」といったご意見をいただいています。

以上が答申の文言に直接にかかわるご意見ということですが、37ページ以下では、答申に書かれてはいない内容等について特にご意見をいただいている部分でございます。

まず1番でございますけれども、特定非営利活動法人OurPlanet-TVほか、個人、その他からいただいておりますが、「デジタル放送における電波の再配分の中で、市民への参画について十分な検討が行われなかったのでは遺憾である。他の先進諸国同様、ラジオ・テレビ電波を市民に割り当てるシステムやシステムを支えるメディアセンターの設置を検討すべきである」ということで、いわゆるパブリックアクセスといったような考え方について触れられないかというご意見をいただいています。

2番目といたしまして、日本経済団体連合会その他から、「本答申（案）に基づき、制度が集約・大括り化された場合、それぞれの行政手続等を所管する部署の再編成が必要になると考えられ、今後の法案検討に当たって、独立規制機関の設置も含めた行政組織の在り方について検討を行うべきである」との意見をいただいています。

これにつきましては、「放送や通信の分野に限らず、行政組織についての不断の見直しは必要であり、平成13年の中央省庁等改革の実施状況の点検等を含め、政府全体として検討していくことが必要な問題と考えます」という考え方を示しています。

それから、楽天株式会社からは、「官が担うべき役割について、それを極小化する方向で再検討し、担当範囲を真に必要なものに限定して、それ以外はすべて民に委ねることを検討すべきと考えます」との意見をいただいています。

これにつきましては、「答申（案）9に、制度改革に際しては、規律を必要最小限のものとするを旨とすべきという記述を追加します」としています。

それから、38ページでございます。視聴覚障害者への対応策について、意見を取り入れていくべきではないかのご意見。

それから、5番目は、「新たな法体系においては、あらゆる伝送形態におけるコンテンツへのアクセスを保障する仕組みを設けるべきである」として、その上で、障害者がコンテンツを利用できない場合が多いので、「放送・通信の利用をすべての人に保障するという観点から包括的な施策を講ずるべきである」ということで、障害者等への配慮といったことについて一定のご意見をいただいております。

ここについて、「総務省において、今後の検討の参考とすることが適切と考えます」ということで書かせていただいております。また、「なお、平成18年10月から平成19年3月まで総務省において開催されたデジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送に関する研究会において障害者団体からもご参加をいただき、ご意見等を踏まえながら検討が行われています」という事実関係を紹介させていただいております。

あと、個人のご意見といたしまして、6番として、もう少しわかりやすい記載を心がけてほしいといったこと、それから、7番で、パブリックコメントに関しての情報提供が少なかつたのではないかというようなご意見もいただいております、これらについても「参考意見として承ります」というような形にしています。

そのほか、現在の放送、報道に関する感想、ご意見といったようなことが、かなり個人の方から、このパブリックコメントで寄せられていたということをご紹介させていただきたいと思っております。

以上でございます。

**【長谷部主査】** どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明を踏まえまして、委員の方々からご意見、ご質問等をいただ

ければと思いますが、いかがでございましょうか。

菅谷委員、お願いします。

【菅谷委員】 前回の研究会のときにもNHKの部分について発言させていただきましたけれども、今回、34ページですか、NHKさんのほうからも具体的にいろいろな意見が述べられていますけれども、これが私は前回言ったようなNHK法的な発想があるのかどうかわかりませんが、やはり公共放送の融合時代における位置づけを見直すというのは非常に緊急なことだと。これは単にNHKの経営ということだけではなくて、やはり日本のコンテンツを海外にもっと広く普及させるという意味でも、今の制度枠組みはまだちょっと足りない部分があるのではないかと思います。今回、意見に対する考え方として、「今後具体的な内容を明確にした上で、総務省において検討することが適当と考えます」というふうになっていますので、かなり具体的に書かれているので、これは今後に期待したいということだと思います。

それからもう一つ、37ページの意見の1のところ、パブリックアクセスとか市民にも割り当てるシステムやシステムを支えるメディアセンターの設置というのがありますけれども、これも多分今の制度とか新しい技術でも、このような市民発のメディアというのはどんどん出てくるかと思うので、何か意見に対する考え方で、「今後の答申（案）に対する参考意見として承ります」でいいと思うのですけれども、もう少しこんなこともできますよみたいな説明があってもよかったのかなとは思いましたけれども。

以上です。

【長谷部主査】 現状でもやろうと思えばできることはいろいろありますという、そういうご指摘でございましょうか。

ほかにはいかがでしょうか。長田委員、お願いいたします。

【長田委員】 31ページ2番、利用者利益の確保・向上のための規律のところ、「放送分野の対象は有料放送に限定するのが適当と考えます」というテレビ朝日さんの意見に対して、「答申（案）においては有料サービス契約に係る規律について検討し、記述しているものです」というふうに考え方が記されているわけですが、答申（案）のほうの19ページの7番の利用者利益の確保・向上のための規律の前段の部分、通信のところでの現在もうとられている利用者保護の規律を放送のところにも適用するということについては、確かに有料放送の契約の部分になると思いますけれども、その最後のところの「また」以降、「今後、通信・放送分野の業としての特殊性等を踏まえつつ」云々のところに関

しましては、有料、無料問わず、放送の分野における消費者問題みたいなものの洗い出しをまずしないことには、どういう問題があるのかということもまだ総括的につかめていないのが現状ではないかと思われまますので、パブリックコメントの中にも幾つかそういう指摘もありますし、それからあと、そういう検討の際には消費者団体や消費生活相談員の意見を聞いてほしいという意見も出ておりますので、そういう現場の意見を踏まえつつ、まず問題の洗い出しをして、その上でどういう規律が必要なのかというのを検討するというのが、この最後のところはそういうふうに読んでいいのではないかと私は思っていたんですが、いかがでしょうか。

【長谷部主査】 秋本さん、何かコメントはございますか。

【秋本参事官】 答申（案）、資料で申しますと、資料4の19ページは、まさしく今、長田委員からご指摘のございましたとおり、第2パラグラフの後半、「また」より前のところは有料放送契約に係る提供条件の説明義務、苦情処理義務、あるいは事業の休廃止に係る事前告知義務を対象としてございますが、この「また」以下の文章は、有料放送に限定せず、「通信・放送分野の業としての特殊性等を踏まえつつ、より有効な利用者保護のための方策について別途検討」としておりますので、特に有料放送に限定したものではないと答申（案）自体、そのとおりに考えているところでございます。

【長谷部主査】 ほかにはいかがでございませうか。

【舟田委員】 私もこれは気になっていたもので、「また」はやっぱ段落を変えたほうがいいです、こういうときはね。

【秋本参事官】 わかりました。改行するなど、ご指摘を踏まえた修正を検討してみたいと思います。

【舟田委員】 考え方のほうをちょっと足したほうがいいですかね、有料サービス契約に係る規律について検討したものというのはちょっと不十分なような気もいたしますね。

【長谷部主査】 結論がある程度固まっているのは、今のところ有料放送についてという、そういう書きぶりですので、今後の検討というところでは、今秋本さんがおっしゃったとおり無料も踏まえてということかなと思います。

【舟田委員】 ただ、左側で引用しているのは、有料放送でない部分を引用しているものです。左と右が対応していないんですね。

【長谷部主査】 なるほど。それでは、ちょっとそのところは考えさせていただいてということでもよろしゅうございませうか。

【秋本参事官】 はい。

【長谷部主査】 さらに舟田委員ありますか。

【舟田委員】 その次なんですけれども、これはここではあまり具体的な検討をしなかったもので、答申（案）としてはこのままで結構だと思いますけれども、この席をおかりして、特定商取引法について私はあまり認識がなくて、電話とかケーブルテレビについての犯罪について消費者トラブルがあるというのはあまりよく知らなかったのですけれども、ここにも散見されますと書いてありますけれども、結構あるようで、ご承知のとおり、現在、消費者委員会法が通って、来年ですか、施行されるという中にありますので、総務省におかれましても、ぜひこの点は早急に対応したほうがいいと思いますね。それはこの情報通信法でやるか、あるいは別法でやるか、ちょっと私はよくわかりませんが、このままほうっておくのは非常によくはないというふうに思います。これは意見です。

【長谷部主査】 なるほど、どうもありがとうございます。

ほかにはいかがでございましょうか。中村委員、お願いいたします。

【中村委員】 終わりそうなので、私個人の総括ということで一点お願いなのですけれども、この法体系の論議はかなり時間をかけてやってきましたので、3年ぐらい費やしたでしょうか。ですから、十分論じたと思います。その結果ですけれども、全体でおそらく300条ぐらいになるであろう法案を編集するということになると思いますが、それは非常に大変な作業になると思います。細部の詰めについても、きょうもいろいろ議論があったとおりに難しい部分が多いです。ただ、我々この宿題を早くこなして次のステップに進まなければいけないというのは、先ほど村上委員からもご指摘があったとおりでありまして、きょうのパブコメにもいろいろありますように、例えば電波の柔軟な利用を促して新しいサービスを生む必要がありますし、著作権法ですとか、ネットの安全に関する法律との関係も整理していく必要があります。ほかにもいろいろ課題があるところです。

そこで、今後政権がどうなっていくかわからないのですけれども、いずれにしても、政府には引き続きこの法体系の整備というのを最重要の課題に据えていただいて、ぜひとも断行していただきたいということをお願いいたします。

以上です。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。

もう締めのごあいさつがあって、それでは、大体ご意見をちょうだいしたということで、なお、いただいたコメント、ご意見からすると、微修正が必要なところはありそうですけ

れども、全般的には大体ご承認をいただいたかなと思います。

さらに修正が必要な点につきましては、申しわけありませんけれども、私のほうにご一任をちょうだいできますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**【長谷部主査】** どうもありがとうございます。

そういたしますと、今後のスケジュールにつきまして事務局のほうからご説明をお願いしますでしょうか。

**【吉田融合戦略企画官】** それでは、本日ご審議いただきました答申(案)につきましては、長谷部主査からのご指示をいただきまして最終的に取りまとめさせていただきたいと思っておりますけれども、今月中にも情報通信審議会の情報通信政策部会及び総会でご審議いただき、そこでご了解いただければ、答申をいただきたいというふうに考えてございます。

また、パブリックコメントに対する委員会の考え方につきましては、これも長谷部主査の取りまとめを踏まえまして、できるだけ早期に総務省のホームページに掲載をしたいと思っております。

以上でございます。

**【長谷部主査】** それでは、本日の議題は以上でございますが、最後に全体を通じて何か特にございませんでしょうか。

それでは、これもちまして通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会(第20回)を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。

以上